

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特別区民税・都民税催告書(普通徴収分)に係る封入封緘業務の委託について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課：総務部税務課)

事業の概要

事業名	特別区民税・都民税催告書（普通徴収分）に係る封入封緘業務																																																																		
担当課	税務課																																																																		
目 的	収入率向上																																																																		
対象者	特別区民税・都民税滞納者																																																																		
事業内容	1 業務概要 (1) 督促状を発付しても納付がない現年滞納者に催告書を送付する（4、9、1月） (2) 督促状、現年催告書を発付しても納付がない現年、滞納繰越分の滞納者に催告書を送付する（6、11月） 2 封入封緘等業務量 (1) 平成 27 年度実績及び予定 ※現年 4 期分は実績。 年間総封入件数・・・約 55,500 件（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>送付時期</th><th>封入物</th><th>封入委託件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年 4 期</td><td>4 月 10 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>9,819</td></tr> <tr> <td rowspan="3">滞納繰越 第 1 回</td><td rowspan="3">6 月 19 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>7,700</td></tr> <tr> <td>4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>2,300</td></tr> <tr> <td>5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td>現年 1 期</td><td>9 月 18 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>10,100</td></tr> <tr> <td rowspan="3">現年 2 期 滞納繰越 第 2 回</td><td rowspan="3">11 月 20 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>10,800</td></tr> <tr> <td>4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>2,800</td></tr> <tr> <td>5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>900</td></tr> <tr> <td>現年 3 期</td><td>1 月 15 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>9,800</td></tr> </tbody> </table> (2) 平成 26 年度実績 年間総封入件数・・・52,223 件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>送付時期</th><th>封入物</th><th>封入委託件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年 4 期</td><td>4 月 11 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>9,310</td></tr> <tr> <td rowspan="3">滞納繰越 第 1 回</td><td rowspan="3">6 月 20 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>7,147</td></tr> <tr> <td>4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>2,059</td></tr> <tr> <td>5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>820</td></tr> <tr> <td>現年 1 期</td><td>8 月 29 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>9,567</td></tr> <tr> <td rowspan="3">現年 2 期 滞納繰越 第 2 回</td><td rowspan="3">11 月 21 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>10,055</td></tr> <tr> <td>4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>2,522</td></tr> <tr> <td>5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>824</td></tr> <tr> <td>現年 3 期</td><td>1 月 16 日</td><td>3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)</td><td>9,919</td></tr> </tbody> </table> 平成 22 年度から委託を実施している特別区民税・都民税催告書（普通徴収分）封入封緘業務委託については、個人情報取り扱いがされるため、本来は委託実施前に本審議会へ報告を行うべきであった。しかしながら、委託準備段階において本業務委託が審議会への報告が必要な案件であることを見過ごし、報告を行っていないであった。当該事実が明らかになったため、本件について本審議会に付議する。				送付時期	封入物	封入委託件数	現年 4 期	4 月 10 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,819	滞納繰越 第 1 回	6 月 19 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	7,700	4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,300	5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	1,000	現年 1 期	9 月 18 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	10,100	現年 2 期 滞納繰越 第 2 回	11 月 20 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	10,800	4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,800	5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	900	現年 3 期	1 月 15 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,800		送付時期	封入物	封入委託件数	現年 4 期	4 月 11 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,310	滞納繰越 第 1 回	6 月 20 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	7,147	4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,059	5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	820	現年 1 期	8 月 29 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,567	現年 2 期 滞納繰越 第 2 回	11 月 21 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	10,055	4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,522	5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	824	現年 3 期	1 月 16 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,919
	送付時期	封入物	封入委託件数																																																																
現年 4 期	4 月 10 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,819																																																																
滞納繰越 第 1 回	6 月 19 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	7,700																																																																
		4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,300																																																																
		5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	1,000																																																																
現年 1 期	9 月 18 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	10,100																																																																
現年 2 期 滞納繰越 第 2 回	11 月 20 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	10,800																																																																
		4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,800																																																																
		5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	900																																																																
現年 3 期	1 月 15 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,800																																																																
	送付時期	封入物	封入委託件数																																																																
現年 4 期	4 月 11 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,310																																																																
滞納繰越 第 1 回	6 月 20 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	7,147																																																																
		4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,059																																																																
		5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	820																																																																
現年 1 期	8 月 29 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,567																																																																
現年 2 期 滞納繰越 第 2 回	11 月 21 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	10,055																																																																
		4 枚(催告書 3 枚＋お知らせ 1 枚)	2,522																																																																
		5 枚(催告書 4 枚＋お知らせ 1 枚)	824																																																																
現年 3 期	1 月 16 日	3 枚(催告書 2 枚＋お知らせ 1 枚)	9,919																																																																

件名 特別区民税・都民税催告書（普通徴収分）に係る封入封緘業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	J P ビズメール株式会社（プライバシーマーク取得済） （指名競争入札により委託業者を選定）
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	【催告書送付対象者に係る情報項目】 郵便番号、住所、氏名、納税通知書番号、税目、年度、相当年度、期別、滞納税額、延滞金額
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	特別区民税・都民税の催告書の封入封緘について、平成 22 年 11 月 5 日発送分までは、職員が手作業で行っていた。 しかし、送付件数が年間約 45,000～70,000 件と膨大な数であることから、職員の本来業務である滞納者との個別折衝や滞納処分に費やす時間を圧迫していた。 そのため、職員が徴収業務に専念することができるようになるとともに、迅速かつ的確な専門業者による封入封緘業務を行うため、委託を行う。
委託の内容	1 催告書封入用の封筒を作製する。 2 区が作成した「特別区民税・都民税催告書」及び「お知らせ」を受け取る。 3 上記 2 の催告書を裁断し、指定箇所を折る。 4 上記 2 の催告書とお知らせをセットにし封入封緘する。 5 上記 3 により封入封緘したものを区に納品する。
委託の開始時期及び期限	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 22 日まで(以降継続) 【毎年同時期】 ※本件委託は、平成 22 年 10 月 7 日付で契約締結し同年 11 月 17 日に第 1 回目の委託を実施して以降、継続的に単年度契約に基づき行っている。
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 区職員が、必要に応じ立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 日々の業務終了後取扱責任者等が提供された情報を確認のうえ、作業場の施錠できる金庫(キャビネット)で翌日まで厳重に保管する。 3 作業期間中は提供された情報を作業場内のみで取り扱うこととする。 4 提供された情報の複写及び複製は行わないこととする。 5 催告書の受渡しに当たっては、引渡書、納品完了報告書により確認し、確実に受渡しを行う。

特 記 事 項

（基本的事項）

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（適正収集）

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

（本人収集及び利用目的の明示）

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

（収集禁止事項）

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

（適正な管理）

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

（資料等の返還等）

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。